

くらしの安心情報

情報ファイル NO.202

令和元年 5月 10日

新元号への改元に乗じた消費者トラブルにご注意ください！

主な手口

- ・「天皇陛下の退位を記念した写真集を購入しないか」と電話で勧誘された。
- ・注文していないのに皇室に関するアルバムが届いた。
- ・「元号が変わったので、現在のキャッシュカードが使えなくなる」との電話があり、自宅に来た銀行員を名乗る男にカードを渡し暗証番号も教えた。

対処方法

天皇陛下の退位に乗じてアルバムや掛け軸等の購入を持ち掛けられたり送りつけられたとの相談が全国で多発しています。また、「改元により、現在使っているキャッシュカードが使えなくなる」として、カードをだまし取る被害も出ています。

新紙幣の発行に乗じて、現金をだまし取ろうとする被害も今後想定されます。次の点について注意しましょう。

- (1) 断る場合は、「いいません」、「購入しません」ときっぱり伝えましょう。電話勧誘の場合は、クーリング・オフできます。
- (2) 注文していないものが一方的に送り付けられた場合は、代金を払わずに「受け取り拒否」をしましょう。受け取ってしまった場合でも、特定商取引法により所定の期間、商品を保管した後は自由に処分できます。
- (3) 改元後も現在ご使用中のキャッシュカードはそのまま使えますし、全国銀行協会職員や銀行員が暗証番号を尋ねることもありません。
- (4) 特に高齢者がトラブルに巻き込まれているので、家族や地域の方の見守りが大切です。

不安に思ったり、トラブルになった場合には、早目に最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188(いやや)」へ)



発行： くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890